



司馬遷史記Ⅱ① (戦国時代)

11月②のごあいさつ

山内公認会計士事務所

2023年11月11日(土)

「適者生存」の法則が冷酷なまでに貫徹された中国「戦国時代」は、史上まれな大変革期だった。

春秋初期に名をとどめた国家は約200、それが戦国時代に入ると20ヶ国を残すのみとなり、やがて**戦国七雄**(秦・楚・斉・燕・韓・魏・趙)の対立抗争を経て**秦の天下**となる。それは**天の摂理**であったが、覇権をめぐる展開される斗争の凄まじさは、まさに**弱肉強食の時代**であった。

韓非子は、李斯と共に性悪説の荀子に学んだ同門だった。韓非の方が、はるかに才能が優れていたが、彼は惜しいことに生まれつきの吃りであった。言葉で議論することが難しく、専ら**著作活動**をした。その著作は秦にまで伝えられ、**始皇帝**はそれを読んで大いに感動した。

嗚呼、寡人、この人を見、之と遊ぶを得れば、死すとも恨まじ。

かれは、君臣のあいだ、父子のあいだに私的な情があってはならない、その人の**才能だけが基準**であり、そして**信賞必罰**で、失錯があれば、誰でも処罰される。法は絶対的であるとした。**韓非の世界**には、人情も特権も存在しない。きわめて**クールな透明世界**であった。

世の学者たちは、秦王朝が日ならずして滅び去ったがため、その失敗を嘲笑するが、その治績を真剣に考究すべきであると**司馬遷**は言い、最も力を込めて「**秦の覇業**」達成にいたる必然の摂理、**適者生存の法則**を書き出した。

周以来の**封建制度**は、貴族階級の争い、鉄製農具の出現による生産力、技術の発展、兵器、兵制の変革などにより、時代遅れとなり、富国強兵による新政治体制、**中央集権体制**が実現された。

中央集権体制とは**官僚制度**であり、国君という主君の下での文官としての**宰相**、武官としての**将軍**である。

官僚制度と並んで君権強化の両輪となったのが行政区画における**郡県制の導入**であった。

戦国の七雄の中で、**中央集権化**のトップをきったのが、**魏の文侯**であり、法家の祖と言われる**李克**をはじめ優秀な官僚を擁して周辺諸国と争い、**楚の悼王**は魏から**呉起**を招いて体制の刷新を図った。

こうした中で**商鞅**の改革以来旧秩序を破壊した秦は、張儀・甘茂・范雎・呂不韋・李斯らの任用によって、**始皇帝**の時代において**天下を統一**した。

(参考：司馬遷 史記 徳間書店)